井波社会福祉センターの使用について

- ≪使用時間≫午前9時から午後9時30分まで。
- ≪使用の申請≫ 使用する時は、使用日の90日から3日前までに「使用申請書」を提出下さい。
- 《休館日》(1)毎月第3月曜日 (2)国民の祝日

 - (3) 8月14日、15日、16日及び12月29日~1月3日
- ≪ 使 用 料 ≫ 使用者は、「使用料金表」に定める使用料を納付すること。

≪使用料の減免等≫

減 免「減免登録団体申請書」を提出し、減免登録団体の認定を受けること。

- (1) 南砺市社会福祉協議会が直接使用又は主催する場合……………100%
- (2) 南砺市社会福祉協議会が共催又は後援する場合………………50%
- (3) 南砺市社会教育団体、社会体育団体、文化団体、福祉団体、NPO法人、 その他の社会貢献に寄与する団体が直接使用する場合……………50%
- (4) その他、施設長が特に必要と認める場合…………………50%

割 増(1)入場料、観覧料、その他これらに類する料金を徴収する場合、営利を目的とする場合、 使用料の2倍内で増額する。

取 消(1) センター管理規程に違反したとき。

(2) 社会福祉協議会及び市の行事等で施設長が必要と認めたとき。

≪使用時の注意≫

- (1) 施設、器具を汚損、き損したときは、原状回復に要した費用を負担すること。
- (2) 使用時間には、準備や片付けの時間も含む。使用時間厳守のこと。
- (3) 使用後は、整理清掃のうえ、係員の点検を受けること。

≪使用料金表≫

			基本使用料金						酒席料
		面積							1回
		人数	9 時~	13 時~	17 時~	9 時~	13 時~	9 時~	
			12 時	17 時	21時30分	17 時	21時30分	21時30分	
1 階	談話室	10 畳	600	800	1,000	1,600	1,800	2,600	500
		10人							
	娯楽室	56 畳	1,050	1,400	1,750	2,800	3,150	4,550	1,000
		60 人							
2 階	研修室	112 m²	1,500	2,000	2,500	4,000	4,500	6,500	1,000
		60 人							
	児童文化室	87 m²	1,050	1,400	1,750	2,800	3,150	4,550	1,000
		40 人							
3 階	会議室	33 m²	750	1,000	1,250	2,000	2,250	3,250	
		12人							
	大ホール	310 m²	1,650	2,200	2,750	4,400	4,950	7,150	2,000
		200 人							2,000

*冷暖房料は、基本使用料の30%です。

南砺市井波社会福祉センター

〒932-0211 富山県南砺市井波 521 番地 TEL 82-0906 FAX 82-8337